

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第183号)

平成13年11月30日

横情審答申第183号

平成13年11月30日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成13年6月26日総総第50号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成12年5月定例会における総務企画財政委員会（うち総務関係）に関する
想定問答集」の却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成12年5月定例会における総務企画財政委員会（うち総務関係）に関する想定問答集」の開示請求を却下した決定は妥当ではなく、「局長が市会常任委員会での質問に備えて収集し、作成した参考資料」を対象行政文書として特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条各項の規定に基づく決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成12年5月定例会における総務企画財政委員会（うち総務関係）に関する想定問答集」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年8月4日付けで行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第17条第3項に該当するため却下したものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 総務企画財政委員会の質疑において、実際に質問及び答弁がなされたところの「総務企画財政委員会における質問要旨及び答弁要旨」は、横浜市会常任委員会記録（総務企画財政委員会部分）に記録されており、市立図書館等で閲覧に供されている。

このため、本条項の規定により、条例の適用除外として却下処分した。

- (2) 異議申立人が申立書で述べているところの想定問答集の性格は、局長が市会常任委員会での質問に備えて収集し、作成した参考資料であり、局長が答弁する際の手持ちメモであって、実際に答弁に用いるかどうか未確定であるから、組織共用されている実態にはない。

したがって、組織的に用いる実態が備わっている行政文書としては、市会常任委員会記録が存在するため、本件処分を行った。

4 異議申立人の却下決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が開示を求めているのは、事前に議員等の質問を予測し、これに対する回答を準備した想定問答集であって、当該委員会の質疑において現実に局長が使用した文書や委員会記録ではない。文書自体が異なる。

委員会における実際の間答が、想定問答集どおりであったというのであればともかく、現実には相違しているはずである。
- (2) 想定問答集は、議案の論点、評価点、問題点等を分析したうえ回答を掲記したものであって、市民にとっては委員会議事録よりも有用性が高い。
- (3) 「市会常任委員会での質問に備えて、収集し、作成」するものである以上、局長個人ではなく担当局として収集、作成するものである。このような経過を経て作成され、現実に使用される想定問答集である以上、局長個人のメモであるはずはない。
- (4) 局長が職務として事案決定して利用するものである以上、組織的に用いるものとして保有している行政文書であることは明確である。遅くとも職務上の内部検討を経た時点で既に行政文書となるのであって、決裁手続を経たかどうかとは無関係である。まして、局全体で共用されているか、一部の者の間でしか共用されていないかという実態とは無関係である。
- (5) そもそも想定問答集は、市会という公の場で用いることを予定して作成したものであるから、情報提供の方法によって開示されてもよいものである。

5 審査会の判断

(1) 本件請求に係る文書の特定について

ア 実施機関が本件処分において特定した文書は、「総務企画財政委員会の質疑で実際になされた質問及び答弁の要旨が記録された横浜市会常任委員会記録（総務企画財政委員会部分）」であるが、申立人が本件請求で開示を求めた文書は、平成12年5月横浜市会定例会における常任委員会の一つである総務企画財政委員会（以下「本件常任委員会」という。）において実際にされた質問及び答弁の記録ではなく、実施機関が事前に質問等を予測し、これに対する回答に備えて作成した本件常任委員会に関する想定問答集（以下「本件請求文書」という。）であると解される。

申立人が開示を求めた文書について、実施機関は、当審査会に提出した本件処分の処分理由説明書において、本件処分時に特定した文書とは別に、「局長が市会常任委員会での質問に備えて収集し、作成した参考資料」が存在することを認めている。

そこで、当審査会が両者を検分したところ、前者と後者とは記録されている情報

が一致しない文書であり，申立人の請求内容に合致する文書は，明らかに後者であると認められる。

イ 以上のことから，申立人が開示を求めている本件請求文書に該当するのは，実施機関のいう「局長が市会常任委員会での質問に備えて収集し，作成した参考資料」である。

(2) 本件請求文書の行政文書該当性について

ア 実施機関は，本件請求文書について，局長が答弁する際の手持ちメモであって，実際に答弁に用いるかどうか未確定であるから，組織共用の実態がなく，条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと主張している。そこで，当審査会では，本件請求文書の作成から保存管理までの態様について確認するため，平成13年10月26日に実施機関からの事情聴取を行った。

イ それによると，本件請求文書は，局長が本件常任委員会の答弁の際に資料として使用することを目的として，実施機関の各課の所管事項ごとに，当該各課の職員が，事前に質問及び答弁の内容等を想定して作成したものであって，当該各課内部や局長の検討に付された後に，又はそのような検討に付されることもなく，職員によって一体のものに成冊され，本件常任委員会の開催に先立って局長及び一定の範囲の職員に配付されたものであること，本件常任委員会が終了した後は，実際に局長が答弁に使用したかどうかにかかわらず，当該成冊したものを実施機関において保有していることが認められた。

ウ このような作成目的，作成方法及び保有の態様から，本件請求文書は，実施機関の職員が職務上作成し，組織的に用いるものとして，現に保有していると認められるから，条例第2条第2項に規定する行政文書に該当することは明らかである。

なお，本件請求文書について，実際に局長が本件常任委員会における答弁に使用したかどうかは，条例第2条第2項に規定する行政文書に該当するか否かとは関係がない。

エ したがって，本件請求文書は，本条例で規定する行政文書に該当するものであるから，実施機関は，本件請求文書について，条例第10条各項の規定に基づく決定をすべきである。

(3) 結 論

以上のとおり，実施機関が，本件請求を，条例第17条第3項に該当する文書に対す

るものとして却下した決定は妥当ではなく，本件請求文書を対象行政文書として特定し，条例第10条各項の規定に基づく決定をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年6月26日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成13年7月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成13年7月27日 (第250回審査会)	・諮問の報告
平成13年8月24日 (第252回審査会)	・審議
平成13年9月28日 (第254回審査会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成13年10月26日 (第256回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成13年11月9日 (第257回審査会)	・審議
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・審議